

コーヒーシステム事業部 - 一般販売条件

1 一般

- 1.1 フランケジャパン株式会社（以下、「フランケ」といいます）と B2B のお客様との間の、製品および追加サービス（契約上合意された場合）の販売に関する取引関係は、お客様によるそれぞれの購入注文時に有効なバージョンの本販売約款（以下、「GTC」といいます）にのみ準拠します。
- 1.2 コンサルティング、プランニング、インストール、メンテナンス、デジタルサービス、またはその他のサービスのような補足的なサービスは、そのような特定の商業サービスを規定する個別の具体的な取引条件に従って提供される場合があります。
- 1.3 GTC または締結された契約の修正および変更は、フランケが書面で受諾した場合のみ有効となります。お客様の一般購買条件または契約条項の適用は、ここに明示的に拒否され、除外されるものとします。
- 1.4 以下の文書の間に矛盾がある場合の有効性と解釈については、降順に以下の優先順位が適用されます：(1) 注文確認書、(2) フランケの申し出、(3) GTC。

2 オファー

- 2.1 フランケの提案および見積りは、見積りに別段の記載がない限り、拘束力がなく、変更されることがあります。契約は、フランケの申し出に対してお客様がフランケに注文を発し、フランケがお客様に対して注文確認書を送付し（書面または電子的方法による提出）または納品をすることにより成立します。フランケは、些細なことであり、改善につながる場合に限り、注文確認書を変更することができます。
- 2.2 イラスト、図面、寸法、重量、性能データなど、フランケが提供する資料、パンフレット、価格表、カタログに記載されている情報は、明示的に拘束力を有すると指定されていない限り、拘束力を有しません。
- 2.3 お客様から依頼された未発送の注文の変更、停止または取消しについては、フランケの書面による同意が必要です。フランケは、当該通知を受領するまでに発生した費用および保管料をお客様に請求できるものとします。注文の停止は、出荷予定日の 1 ヶ月前以降に行うことはできず、3 ヶ月を超えることはできません。

3 信用調査

- 3.1 お客様は、フランケがお客様の注文時に信用調査を行う場合があることを認めるものとします。お客様は、フランケが関連データを関連する第三者に提供することに同意するものとします。フランケは、信用調査に問題がある場合、フランケの完全な裁量により、いつでも注文を受け付けない、または前払いを要求しない権利を明示的に留保します。

4 価格

- 4.1 供給品の価格、通貨、リベートの概要は、フランケによる補足的な販売見積書または販売文書に記載されています。別段の記載がない限り、運賃、保険料、関税、通関手数料等の追加料金はすべてお客様の負担となります。価格表、カタログ、割引シートに記載された再販価格は、推奨価格であり、お客様を拘束するものではありません。
- 4.2 フランケは、販売価格、リベート、割引、および各商品範囲を、変更が有効になる少なくとも 30 日前に通知した上で調整する権利を留保します。
- 4.3 フランケが注文を受けたものの、納品前に未出荷の商品について値上げを希望する場合、お客様はフランケから値上げの通知を受け取ってから 1 週間以内かつ発送前に注文をキャンセルする権利を有し、そうでない場合は値上げが受諾されたものとみなされます。

5 支払い

- 5.1 別段の合意がない限り、お客様は、請求書記載の請求内容について、請求書に記載された通貨で、フランケが提供する標準的な支払方法により、請求日から 30 日以内に全額支払うものとします。
- 5.2 お客様が未払金を適時に支払わない場合、フランケは、独自の判断により、お客様が過去に発注し、フランケが応諾した注文の引渡しを留保するなど、お客様への商品またはサービスの引渡しを停止し、または当社に対する債務が全額支払われるまで前払いを求めることができるものとします。フランケによるこの救済措置の行使は、フランケが本契約上または法律上利用可能なその他の救済措置を行使することを妨げるものではありません。
- 5.3 フランケは、事前に債務不履行の通知を発送する義務を負うことなく、未払い金額に対して月 1% の債務不履行利息を請求する権利を有するものとします。瑕疵を主張することは、支払期日に請求書を支払う義務からお客様を免除するものではありません。

6 配送

- 6.1 別途合意され、注文確認書に記載されない限り、配送は FCA (FRANKE location, Incoterms 2020) となります。国際配送の場合、適用される法律および規制要件の遵守については、お客様が全責任を負うものとします。フランケは、輸送規制および適正な商習慣に準拠した安全な梱包について責任を負うものとします。
- 6.2 部分的な納品は許容され、請求書を発行することができる。確定した納品日より前の納品は、別段の合意がない限り可能です。
- 6.3 納品日およびサービス提供日は、フランケが固定日またはスケジュールについて書面で明示的に同意しない限り、見積もりとなります。フランケは、納品日およびサービス日の見積もりを遵守するため、商業上合理的な努力を行います。すべての納品日およびサービス提供日は、フランケがすべての必要な情報およびお客様の準備作業を適時に受領すること、また前払いが合意されている場合は、当該前払いを全額受領することを条件とします。お客様による商品の引渡しまたは引き受けの遅延が発生した場合、フランケはお客様の責任において全ての商品を保管、取り扱い、契約金額の未払い分と適用される保管料、保険料、取り扱い手数料をお客様に請求します。

7 輸送検査

- 7.1 お客様は、直ちに納品を検品しなければなりません。遅くとも受領から 7 暦日以内に、目に見える輸送上の損傷（適用される配送条件に従い、FRANKE が出荷責任を負う範囲において）または数量の誤りがある場合は、書面にてフランケに通知しなければなりません。お客様がこれを行わなかった場合、納品は受理されたものとみなされ、それぞれの請求権は放棄されるものとします。

8 返品

- 8.1 お客様は、適合製品の返品を拒否する権利を有しません。例外はフランケの判断によります。

9 サービス

- 9.1 お客様は、契約上合意され、現場でサービスを提供する必要がある場合、フランケまたはそのサービスプロバイダーが、妨げられることなくサービスを提供し、製品にアクセスするために必要なすべての現場設置を確保し、調達するものとします。
- 9.2 フランケは、契約上合意されたサービスが、標準的な業界慣行に従い、職人的な方法で実施されることを保証します。作業完了後 30 日以内に不適合が発見され、お客様がフランケに速やかに書面で通知した場合、フランケは不適合を是正するために必要なサービス、指示、相談を提供します。
- 9.3 契約に別段の定めがない限り、製品の設置、試運転、組立、技術サポート、改造など、製品固有の付帯サービスは、フランケが提供または提供するものではありません。そのような付帯サービスが合意された場合、それらは時間および材料ベースで提供され、保証はなく、適用される法律で認められる範囲においてフランケの責任はありません。
- 9.4 別段の合意がない限り、第三者のサービスプロバイダー（設置など）は、たとえフランケが紹介し指示したとしても、独立した請負業者として行動します。フランケは独立請負業者に関していかなる責任も負いません。フランケは、フランケの下請業者としての義務を履行するため、第三者（下請業者、運送業者等）または当該第三者の従業員を呼び寄せることがあります。
- 9.5 お客様がフランケデジタルサービスに関連するサービスを購入する場合、お客様は対応する製品ごとの契約、特にサービス利用規約およびエンドユーザーライセンス規約をフランケ（該当する場合）と締結することを約束します。

10 所有権の保持／購入代金担保権

- 10.1 フランケは、フランケが注文確認書に従い代金全額の支払いを受けるまで、フランケが引き渡した商品の所有者であり続けるものとします。フランケの要求に応じて、お客様は、適用法に従い、その記録に関連するあらゆる点での所有権留保の記録に対する書面による同意を遅滞なく行うことを約束します。お客様は、フランケの所有権留保またはその他の担保権を完全なものとし、保護するために必要なあらゆる措置を講じるにあたり、フランケを支援するものとします。お客様は、製品をその他の在庫から分離し、フランケの要求があった場合、フランケにアクセスさせるものとします。

11 保証

- 11.1 フランケは、フランケ製品が新品であること（ユーズド／リファービッシュと記載されている場合を除く）、権利、仕上げおよび材料に欠陥がないこと、その仕様に適合していることを保証します。書面による別段の合意がない限り、製品およびサービスは、フランケの事業所における規制および認証に適合しています。
- 11.2 フランケから別段の申し出がない限り、規定の持ち込み保証期間は、フランケが製品を発送した日から1年間とします。合意された保証期間中、お客様はフランケに対し、テレメトリーサービスを提供する目的で機械の制御ソフトウェアへの無制限のアクセスを許可するものとします。お客様は、フランケがこの目的のために必要な機械データを読み出し、機械のソフトウェア設定を行うことを許可します。この目的のために機械に追加装置を設置することは、保証期間中、所有者に無償で提供されるが、フランケの所有物であるものとします。現場での作業が必要とフランケが判断した場合、フランケは、サービス技術者を手配します。
- 11.3 お客様は、製品またはサービスに欠陥があった場合、適切な欠陥書類を提出することにより、直ちに書面にてフランケに通知するものとします。お客様が瑕疵を報告し、フランケが責任を負うべき瑕疵が発見されなかった場合、フランケは実施した作業と費用の補償を請求する権利を有します。
- 11.4 有効な保証請求があった場合、フランケはその選択により、欠陥製品の修理、同一または類似品との交換、現金またはクレジットによる購入代金の返金を行います。交換された部品はフランケの所有物となります。
- 11.5 フランケは、お客様がフランケ製品の受領時または検収時に認識した、または認識すべきであったにもかかわらず、発見後直ちに、かつ、保証期間内にフランケに報告しなかった瑕疵については責任を負いません。フランケ製品がフランケの説明書に従って組み立てられていない場合、または不適切な取り扱い、使用、修理が行われた場合、フランケは本条の保証責任を負いません。また、以下の事由による故障は保証の対象外となります：。
- (i) メンテナンスが不十分な場合（フランケが契約上、適切なメンテナンスを提供することを約束した場合を除く）
 - (ii) 取扱説明書または設置説明書に従わなかった場合
 - (iii) 製品の不適切な使用
 - (iv) 未承認の部品および付属品の使用
 - (v) 自然の消耗
 - (vi) 不適切な取り扱いや処理、特に豆の容器に入っているもの
 - (vii) 未処理水でのマシンの運転（すなわち、フランケが推奨するフィルター以外の浄水器を使用しない未処理水の使用、またはフランケが推奨するフィルター以外のスケール除去剤を使用しない未処理水の使用）。フランケが推奨するフィルター以外の浄水器を使用しない場合、またはフランケが推奨するフィルター以外のスケール除去剤を使用しない場合（タンク運転）、それぞれ8ドイツ硬度（8 * dH）以上の硬度の水での運転
 - (viii) お客様または第三者による不正介入
 - (ix) 外部からの影響、特に不可抗力（電力供給や空調システムの故障、風雨による損傷など）、または第三者による支払いシステム
 - (x) 不適切な洗浄やお手入れ、特にフランケが配布していないオリジナルの洗浄剤やスケール除去剤の使用、およびフランケが責任を負わないその他の理由



- 11.6 お客様は、フランケ が製品とともに提供する設置情報、製品取扱説明書、操作説明書、安全説明書、その他の文書および仕様書に従い、製品を配布するものとします。お客様がこれに従わない場合、フランケ は保証責任を含む一切の責任を負いません。

- 11.7 フランケは、第三者から特定の製品またはサポートサービスを調達する場合があります。お客様は、フランケがかかる品目の製造者または提供者ではないことを認めるものとします。法律で認められる最大限の範囲において、フランケは、当該品目に関し、フランケがお客様の利益のために通過させることができる製造業者または第三者の支援者以外の保証をいたしません。
- 11.8 フランケの契約上の製造者保証は、適用される法律で認められる最大限の範囲において、法定の法的保証に代わるものです。ここに定める保証は排他的なものであり、お客様は、この条件に明示的に規定されている以外の権利および請求権を有しないものとします。

12 責任

- 12.1 契約またはその不当な履行に起因または関連するお客様の請求に対するフランケの責任は、その法的根拠の如何を問わず、損害の原因となった製品に対してお客様が支払った金額を上限とする実際の直接損害に限定されます。
- 12.2 いかなる場合においても、お客様は、生産損失、使用損失、注文の損失、利益の損失、およびその他の間接的、結果的、付随的、懲罰的または懲罰的損害賠償のような、間接的、結果的、懲罰的損害賠償の補償を受ける権利を有しないものとします。このような損害賠償が、契約違反、保証違反、不法行為（過失を含む）、厳格責任、またはその他の違反に起因するか、またはその結果であるかを問いません。
- 12.3 フランケは、不法な意図もしくは重過失によりフランケが生じさせた損害、または適用される強行法規に反する本条項の制限に対してのみ、無制限に責任を負うものとします。

13 保険

- 13.1 フランケは、第三者に対し、フランケの保険への直接アクセスを提供せず、また、追加被保険者の指名など、フランケの保険に対する追加的な権利を与えないものとします。お客様は、損害保険及び一般商業賠償責任保険による十分な補償を維持するものとします。

14 知的財産

- 14.1 製品または製品文書、情報文書（カタログ、パンフレット、図面、製品データ）に関する知的財産権はすべてフランケが独占的に所有し、フランケに帰属します。使用、複製、改変にはフランケの書面による明確な同意が必要です。いかなる場合においても、お客様はフランケの知的財産権に対する所有権または利益を取得したとはみなされないものとします。製品に起因する第三者の権利の侵害に関するクレームや訴訟、またはその疑いが生じた場合、フランケは自らの費用と選択により、(i)製品の販売を継続する権利をお客様に取得させるか、(ii)製品および／または原材料を侵害していない製品および原材料と交換することができるものとします。フランケは、フランケが上記(i)及び／又は(ii)の選択肢を行使した後、お客様による侵害の継続に対して責任を負わないものとします。
- 14.2 フランケの商標またはロゴを広告のために使用する場合は、フランケブランドガイドラインに詳細に記載されているように、使用時点におけるフランケの公式商標またはロゴの形で使用するものとします。

- 14.3 本 GTC のいかなる規定も、また本 GTC のいかなる変更も、製品に関連してフランケに提供されたフィードバックに関してフランケを制限または制限するものではありません。お客様は、フランケが、商業目的または非商業目的の如何を問わず、フィードバック（その派生物を含む）を自由に複製、変更、派生物の作成、公開、開示、頒布、使用許諾、取り込み、その他の方法で利用できることに同意するものとします。
- 14.4 納入業者の納入品およびサービスにソフトウェアが含まれる場合、別段の合意がない限り、納入品とともにソフトウェアを使用する非独占的な権利がお客様に付与されます。機械の操作、参照データ、保守または修理を可能にするソフトウェアの知的財産権はすべて、フランケまたはそのライセンサーに帰属します。お客様はソフトウェアを編集する権利を有さず、特にコピーを作成する権利、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブルする権利、またはソースコードにアクセスするその他の方法を使用する権利を有しません。お客様およびその顧客は、自己の目的のために製品を操作するために制御ソフトウェアを使用する権限を有しますが、制御ソフトウェアに対するそれ以上の権利、特に制御ソフトウェアから情報を複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で導出しようとする権利、またはそのような行為を許可もしくはさせる権利を有しません。

15 データ保護

- 15.1 この条項の目的上、個人データ、処理、管理者という用語は、適用されるデータ保護およびプライバシー関連法令において定義されている意味を有するものとします。フランケは、適用されるデータ保護法に従って、個人データを収集・処理・利用します。フランケの全従業員、グループ会社、および個人データにアクセスする第三者のサービス提供者は、契約上および法的に、当該データの機密性および安全性を保持する義務を負います。

フランケがお客様から、または販売店を通じて個人データを受領する場合、フランケは当該データについて、独立した管理者（または同等の法的役割）となります。

個人データは、登録、フォームへの入力、電子メール、製品またはサービスの注文、製品またはサービスのアフターサポート、直接または販売店を通じて関連するやり取りをする場合です。

フランケは、カスタマーサポートの提供や、法律で認められている場合には、製品またはサービスのマーケティング、広告、製品やサービスの販促などの正当な目的のために個人データを利用することがあります。データ主体は、理由を示すことなく、フランケに連絡することで、マーケティング目的での自身の個人データの処理に対していつでも異議を唱えることができます。

個人データの一部は、米国を含む個人データの収集地とは異なる法域で保存または処理される場合があります。このような場合、フランケは、適用される法的要請に従い、個人データを保護するための適切な保護措置が講じられることを保証します。これらの保護措置は以下を含みます。

1. 所轄官庁による十分性認定
2. 標準契約条項（SCC）もしくは同等の移転契約、または
3. フランケグループ内での個人データの適切かつ一貫した保護を確保するための、フランケのグループ内データ移転契約（IGDTA）の枠組み

- 15.2 お客様は、フランケに個人データが収集または移転される時点で、関連する担当者、エンドユーザー、または販売時点のスタッフに対し、当該データが本条項およびフランケのプライバシーポリシーに従ってフランケおよび／またはそのグループ会社により処理されることを通知する義務を負うものとします。

お客様は、適用されるデータ保護法または本条項に基づく義務の違反に直接起因する、いかなる損害、罰金、損失または制裁についても、フランケを補償し、かつ免責するものとします。データ主体は、適用されるデータ保護法に基づき、自身の個人データへのアクセス、訂正、削除、または処理に対する異議申立てを行う権利を有する場合があります。フランケのプライバシー・ステートメントの詳細は、当社のウェブサイト www.franke.com をご参照ください。

16 製品および包装の廃棄

- 16.1 適用される強行法規に別段の定めがある場合を除き、お客様は、都道府県知事の許可を有する産業廃棄物処理業者に委託する等、納入された商品の使用終了後及び梱包材（パレットを除く）を、適用される法令規定に従い、自己の費用負担で適切に処分する義務を負うものとします。お客様がフランケによる廃棄を希望される場合、フランケは廃棄時に商品と梱包材の引き取りと廃棄の申し出をお客様に提供するものとします。関連する費用はすべてお客様に請求されます。

17 輸出

- 17.1 製品、スペアパーツまたはソフトウェアの輸出または再輸出は、国内および／または外国の輸出管理規制の対象となる場合があります。お客様は、貿易規制および輸出管理規制を遵守し、必要な場合は、所轄官庁から製品の輸出に必要なライセンスを取得することを約束します。

18 ビジネス・インテグリティ

- 18.1 お客様は、倫理的な態度で業務を遂行しなければならず、フランケグループが採用した「フランケ行動規範」（随時修正される）についての情報を得ることを認め、フランケに関する行動規範の原則を遵守しなければなりません。フランケの行動規範とその改正は、フランケのウェブサイトに掲載されています： <https://www.franke.com/ca/en/group/company/compliance.html>。お客様は、その役員、取締役、主要な従業員に対し、フランケ行動規範を十分に周知し、その原則を遵守する義務を課すものとします。

19 その他

- 19.1 本 GTC のいずれかの条項が法的に無効または無効になった場合でも、残りの条項の有効性および効力は影響を受けないものとします。このような場合、無効な規定は、当該規定の意図する経済的目的が可能な限り達成されるように修正または補足されるものとします。
- 19.2 お客様は、フランケが製品のトレースやリコール、その他の是正措置をとる権利を有することを認めるものとします。この必要が生じた場合、お客様は積極的にフランケを支援するものとします。

- 19.3 不可抗力、労働争議、内乱、政府の行為、疫病、パンデミック、およびその他の予見不可能かつ不可避な重大な事象は、その影響の範囲内で、騒乱の期間中、契約当事者の履行義務を免除する。これらの事象が、影響を受ける契約当事者による履行がすでに期限を過ぎているときに発生した場合も同様である。契約当事者は、遅滞なく合理的に必要な情報を提供し、誠実な取引の原則に従い、変化した状況に応じて相互の義務を調整することが求められる。

20 準拠法および管轄裁判所

- 20.1 日本法が適用されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約は明示的に除外されます。GTC に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。